

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 〇 残業時の食事代

Q：当社は月に何日か残業となることがあるので、このときに社員に弁当屋から購入し食事を支給しています。このような残業食事代は給与課税されますか。現金で支給するとどうなりますか。

A：会社は社員に給与の支給をするにあたり源泉徴収を行いません。源泉徴収の対象となる給与は金銭で支払うのが一般的ですが、金銭以外の物で支払ったり、経済的な利益を与えたりする行為も含まれることになっています。

しかし、会社が残業や宿日直をした人（その人の通常の勤務時間外における勤務に限る）に対し、これらの勤務にともない支給する食事代は課税しなくてもよいことになっています。

時差出勤等によって通常の勤務時間が夜間にずれたような勤務や、守衛などが本来の勤務として行う宿直勤務について支給する食事は現物給与として課税されますが、ご質問のような残業食事代については課税されません。

しかし、会社が残業や宿日直をした人に支給する残業食事代であっても、現金で直接支給した場合には、給料として源泉税が課税されます。

ですから、残業食事代が課税されないためには、食事そのものを支給しなくてはなりません。

